

忠岡町公民館の使用料の減免に関する要綱（新規 案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、忠岡町公民館条例（昭和60年3月12日条例第19条。以下「条例」という。）第10条及び忠岡町公民館条例施行規則（昭和60年3月13日教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第6条に規定する使用料の減免（以下「減免」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第2条 公民館の使用料の減免対象となる利用団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 本町または教育委員会
- （2） 法第10条に規定する社会教育関係団体
- （3） 公の団体及びそれに準じる団体、並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する事業を行う団体
- （4） 利用目的及び活動内容に公益性が認められ、公民館の設置目的に資する団体
- （5） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた団体

（使用料の減免）

第3条 教育委員会は、前条に規定する団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- （1） 町又は教育委員会が主催共催する事業で使用するとき。
- （2） 地域の住民のために行う活動で使用するとき。
- （3） 団体の本来の設立目的達成のため又は町民の福祉の向上に寄与し、町が支援する必要があると認める活動で使用するとき。
- （4） その他教育委員会が減免することを適当と認めたとき。

（減免の申請）

第4条 条例第10条の規定により公民館の使用料の減免を受けようとする者は、忠岡町公民館使用許可申請書のうち、減免申請欄に記入の上、教育委員会に提出しなければならない。

（減免の決定）

第5条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査し、減免の可否を決定しなければならない。

(減免の取消)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の減免を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為が認められたとき
- (2) 教育委員会が使用料の減免を不適當としたとき

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。